

災害応急活動等に関する基本協定(衛星通信設備)募集要領

「災害応急活動等に関する基本協定(衛星通信設備)」(以下「基本協定(案)」という)について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により参加資格確認申請書の提出をお願いします。

基本協定締結説明書

公募日 令和6年2月22日

担当官等

担当官

中国地方整備局 岡山国道事務所長 岡本 哲典
岡山県岡山市北区富町2丁目19-12

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急活動等に関する基本協定(衛星通信設備)
- (2) 活動場所 岡山県内を基本とした災害応急対策活動等(以下「活動」という)への協力を原則とする。但し、大規模災害等の支援のため岡山県外での活動を行う場合は別途協議の上実施する。
- (3) 活動内容 前記、(2)活動場所において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、岡山国道事務所が保有する適用機種 of 操作に必要な技術者等を確保、派遣することにより活動を実施するものである。
- (4) 適用機材 本協定の適用機材は、岡山国道事務所が保有する以下の車両に装備された通信機器等を基本とする。

1. 適用機種

- 1) 衛星通信車 中型
 - ①衛星通信設備
 - ②カメラ装置
 - ③発動発電機
- 2) 衛星通信可搬局装置 (Ku-SAT II)
- 3) 可搬型長距離対向通信システム (i-RAS)
- 4) 公共BB (公共ブロードバンド移動通信システム)

2. 作業内容

電波法等の法令を遵守し、通信機器による通信回線接続及び運用を行うものとする。

- (5) 協定期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- (6) 配付資料の内訳

本基本協定締結説明書(様式1, 2含む。)のほかに、災害応急活動等に関する基本協定(衛星通信設備)(案)を添付する。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 協定締結時に中国地方整備局における令和5・6年度「建設工事／測量・建設コンサルタント等業務」（※工種区分・等級・業種区分は問わない）に係る一般競争参加資格の認定を受けていること、又は令和4・5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等のA、B、C又はD等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書の受領期限の日から協定締結の時までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 岡山維持出張所へ4時間以内で参集可能な拠点を勤務地としている技術者を有していること。
なお、参集時間の算出に使用する交通手段は車両とし、一般道路30km/h・高速道路80km/h（最高速度規制が80Km/hに満たない区間は60Km/h）・都市高速道路50km/hにて集計した時間とする。
岡山維持出張所：岡山市南区豊成2-11-36
- (7) 中国地方整備局管内に本店、支店又は営業所等の拠点を有していること。

3. 基本協定締結者の決定方法

基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしており、緊急時において最も十分な出勤体制を有すると判断される希望者を優先して決定する。

4. 活動を行う技術者に必要な資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技師、第二級陸上特殊無線技士のいずれかを取得していること。

5. 担当部局（問い合わせ先）

〒700-8539 岡山市北区富町2丁目19-12

国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所 交通対策課 建設専門官

TEL 086-214-2475（ダイヤルイン）

6. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望する者は、下記資料を作成し提出するものとする。

①基本協定参加資格確認申請書【様式1】

②技術者の資格ほか【様式2】

交代要員(応援体制)となる技術者の資格及び拠点となる勤務地を記載すること。記載に当たっては、岡山維持出張所へ4時間以内で参集可能な拠点に勤務地としている技術者と、これ以外に別けて記載すること。

※本活動の要員に予定しない技術者は記載しないこと。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおりとする。

①提出方法 申請書(追加資料を含む)の提出は、持参又は郵送(書留に限る。※受付期間内に必着のこと)。

②受付期間 令和6年3月8日(金)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所 5. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に関する質問は、書面(様式は自由)により提出すること。

①提出方法 書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間 令和6年3月4日(月)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所 5. に同じ。

(4) (3)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧を行う。

①期 間 質問を回答してから適宜に、申請書の提出期限までの閉庁日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。(閲覧場所の用意等が有りますので、事前に5. まで電話にて申し入れを行って下さい。)

②場 所 5. に同じ。

(5) 適用機材に係る既存資料の閲覧

申請書の提出等にあたり、以下の資料を閲覧することができるものとする。

①資 料 名 関係機器・装置の完成図書(製作仕様書、製作図、設計図書、取扱説明書等) 各1式

②閲覧場所 5. に同じ。(別途、閲覧場所を用意する)

③閲覧期間 申請書の提出期限の前日までの閉庁日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(閲覧場所の用意等が有りますので、事前に5. まで電話にて申し入れを行って下さい。)

(6) その他

①申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②担当官は、提出された申請書(追加資料を含む)を、応募資格確認以外に

提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。

基本協定参加資格確認申請書

令和 年 月 日

担当官

中国地方整備局

岡山国道事務所長 岡本 哲典 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 6 年 2 月 2 2 日付けで募集のありました「災害応急活動等に関する基本協定(衛星通信設備)」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 基本協定締結説明書 2. (2)が確認出来る資料
2. 基本協定締結説明書 6. (1)②に定める書面
3. 中国地方整備局管内に有する本店、支店又は営業所等拠点の住所
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇営業所

問い合わせ先

担 当 者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式 2

岡山維持出張所に 4 時間以内に参集可能な技術者

| 技術者の資格、資格番号等 | 拠点となる勤務先の住所、名称 岡山維持出張所までの参集時間の根拠 |
|--------------------------|--|
| 第一級陸上特殊無線技士 AAA00000Z | 〇〇市〇〇町字〇〇 △△支店 一般道〇〇Km、高速道路〇〇Km、都市高速 〇〇Kmより 〇. 〇時間 |
| | |
| | |

※申請者が活動要員として予定する技術者のみ記載すること。

技術者の氏名は記載しないで下さい。

岡山維持出張所に 4 時間を越えて参集可能な技術者

| 技術者の資格、資格番号等 | 拠点となる勤務先の住所、名称 岡山維持出張所までの参集時間の根拠 |
|--------------------------|---|
| 第一級陸上特殊無線技士 AAA00000Z | 〇〇市〇〇町字〇〇丁目〇番 △△営業所 一般道〇〇Km、高速道路〇〇Km、都市高速 〇〇Kmより 〇. 〇時間 |
| | |
| | |
| | |

※申請者が活動要員として予定する技術者のみ記載すること。

技術者の氏名は記載しないで下さい。

災害応急活動等に関する基本協定書(衛星通信設備)(案)

第 1 条 (目 的)

この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下で、岡山県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長（以下「甲」という。）が〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

第 2 条 (活動の実施区域)

甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、岡山県内（以下、「実施区域」という。）とする。但し、大規模災害支援のため岡山県外での活動を行う場合は別途協議の上実施する。

第 3 条 (活動内容)

甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、甲が保有する適用機種に必要の技術者等を確保、派遣することにより活動を実施するものである。適用機種及び作業内容は以下を基本とする。

1. 適用機種

1) 衛星通信車 中型

- ①衛星通信設備
- ②カメラ装置
- ③発動発電機

2) 衛星通信可搬局装置 (K u - S A T I I)

3) 可搬型長距離対向通信システム (i - R A S)

4) 公共BB (公共ブロードバンド移動通信システム)

2. 作業内容

電波法等の法令を遵守し、通信機器による通信回線接続及び運用を行うものとする。

第 4 条 (出動の要請)

1. 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、本協定締結後すみやかに書面により甲に報告するものとする。

第 5 条 (活動の実施)

1. 乙は、前条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。但し、乙の業務上の都合により協力が困難な場合は、この限りではない。
2. 活動の直接の指示は、岡山国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

第 6 条 (契約の締結)

甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

第 7 条 (競争参加資格)

乙は、本協定の期間中、前条の契約締結において必要となる、中国地方整備局における「建設工事／測量・建設コンサルタント等業務」（※工種区分・等級・業種区分は問わない）に係る一般競争参加資格の認定を受けているもの、又は一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等のA、B、C又はD等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有するものとする。

第 8 条（関係業者との協力）

1. 乙は、状況により、甲が別途契約等を締結している衛星通信車運搬等を行う関係業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。
2. 甲は、丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

第 9 条（活動の完了）

乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容を書面により甲に報告するものとする。

第 10 条（費用の請求）

乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第 6 条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

第 11 条（費用の支払）

甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第 6 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

第 12 条（損害の負担）

1. 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

第 13 条（有効期限）

本協定の有効期限は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 14 条（その他）

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときはその都度甲及び、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局
岡山国道事務所長 岡本 哲典
乙 ○○○○○○○○(株)
○○○○ ○○ ○○